

## 周南市に離婚届を出される場合

	協議離婚の場合 (夫婦の話し合いによる離婚)	裁判離婚の場合 (裁判所で成立・確定した離婚)
届出期間		調停成立または裁判確定日から10日以内 ※成立日・確定日を1日目とします。
届出人 (署名をする人)	夫および妻	調停・審判・和解の申立人、認諾の請求をした人または裁判の訴えを提起した人 ※訴えをした人が届出期間内に届出しないときは相手方も届出できます。
証人	成年者2人	不要
必要なもの	<input type="checkbox"/> 離婚届書 <input type="checkbox"/> 印鑑 <small>※届出人のものでスタンプ印以外 ※夫妻各自別々の印</small> <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) <small>※本籍地に届出する場合は不要</small> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者のみ)	<input type="checkbox"/> 離婚届書 <input type="checkbox"/> 調書の謄本または審判・判決の謄本と確定証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑 <small>※届出人のものでスタンプ印以外</small> <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) <small>※本籍地に届出する場合は不要</small> <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者のみ)
	○離婚後も、婚姻中の氏を名乗りたい場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」が必要です。 <u>※届出期間は離婚の日から3か月以内</u>	

### 1. 本人確認を行います。

窓口にお越しになった人(本人及び代理人)の本人確認を行いますので、届出の際には運転免許証・旅券・健康保険証等をお持ちください。なお、身分証明書をお持ちでない場合でも届出はできます。届出人の本人確認ができなかった場合、届出を受理したことを郵送にて通知いたします。

### 2. 一方が外国人または外国人同士の場合

手続きが異なりますので、事前に窓口でご相談ください。

### 3. 土・日・祝日及び閉庁時に届出される場合

本庁及び熊毛、鹿野総合支所で守衛が届書をお預かりします。

離婚届書のみの受付となりますので、住所の異動等は平日の開庁時をお願いいたします。

不備があった場合は、後日窓口にて訂正していただく場合がありますので、連絡先の電話番号(昼間連絡の取れる番号)を必ず記入してください。

※新南陽総合支所での閉庁時の受付は、行っておりませんのでご注意ください。

### 4. 周南市が本籍地(新本籍を含む)の方

届出を正式に受理してから、証明書の内容の変更は1週間程度かかります。

コンビニで証明書を請求される場合は、ご注意ください。

### 5. 通知カードについて

マイナンバーをお知らせするために郵送された通知カードは令和2年5月25日をもって廃止となりました。

問い合わせ先

周南市 市民課 戸籍担当  
(0834) 22-8295